



日弁連人2第257号

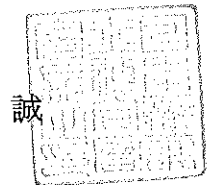
2010年(平成22年)3月31日

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 勲 殿

日本弁護士連合会

会長 宮崎



第10回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議について(照会)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、ありがとうございます。当連合会では、内部の発信手続基準において、連合会として情報や資料の提供をお願いする重要な事務上の文書については、事務総長名で発信することになっておりますところ、本年3月26日付け書面「ご照会について」にて、貴会事務局の条千賀子様より御要望をいただきましたので、改めて会長名で発信いたします。

2010年2月5日付けで貴会からお送りいただきました標記大会決議におきまして、第1決議中、被害者参加弁護士の活動に関し、御指摘をいただきました。当連合会としても、2008年12月に施行された被害者参加制度の運用につき、その充実と発展のため、常に問題点を検討しているところですが、貴会の御指摘についても重く受け止めるとともに、事実関係についてまず把握すべきかと存じます。その上で、被害者弁護のあり方について、相互理解が進む機会があればと存じます。そこで、以下の点についてお尋ねをさせていただく次第です。

記

第1決議の第二段落中、「…被害者参加弁護士が、被害者の意向を尊重することなく、「訴訟行為だから弁護士主体で訴訟を進行すべきだ」として、犯罪被害者等が傷ついた例も多く報告されている。」とあります。

- 1 被害者参加弁護士が、どのような「被害者の意向を無視して」、何をしたのか、どのような行為で被害者が「傷ついた」のか、どのような点で不利益を受けたとお考えなのか、事件に即してお知らせください。
- 2 当該被害者が、貴会に対し、報告をされた経緯や理由をお知らせください。

(担当事務局) 日本弁護士連合会 人権部人権第二課 林田紗矢

TEL 03-3580-9825 FAX 03-3580-2896